

## 「第2次船橋市障害者施策に関する計画」策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「船橋市障害者施策に関する計画」という。)が平成19年度に期間が満了することにあたり、障害者自立支援法の施行に伴い障害者を取り巻く環境が大きく変わっていくことが予想されるなか、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の幅広い意見を反映させるため、『第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』(以下「委員会」という。)を置く。

### (定数及び任期)

第2条 委員会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民代表
- (5) 市職員

3 委員の任期は、委員会の目的達成により終了する。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

### (公務災害補償)

第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)に準じて補償する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。